

教育民生常任委員会会議録

1. 開催日 令和7年6月16日(月) 9時27分～9時49分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)
委員長 谷口 和也 副委員長 坂本 稔記 委員 井上 容子
委員 前川さおり 委員 中西 友子 委員 坪井 信義
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 山村 嘉寛
保健福祉課長 見並 智俊 子ども・子育て課長 山口 明子 地域共生室長補佐 西野 珠代
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 坪井 信義 委員 井上 容子 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
第2 議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について

開会の宣告

(午前9時27分 開会)

○委員長(谷口 和也) ただいまの出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

なお、現在クールビズ実施期間中ですので、本委員会における上着の脱衣を許可いたします。

それでは開会にあたり、町長から挨拶をいただきます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 教育民生常任委員会に付託をいただきました2議案について審査を賜ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(谷口 和也) それでは、本日は、本委員会に審査付託されました議案2件の審査を行います。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、坪井信義委員、井上容子委員の2名をお願いいたします。

日程第1 議案第40号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長(谷口 和也) それでは、議事に入ります。

まず、議案第40号、玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由及び補足説明は、すでに本会議中で行われておりますが、追加説明があればお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

○委員長(谷口 和也) 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許可します。

中西委員。

○委員(中西 友子) 中西です。

えっとですね、マイナンバーカード受給資格証明書として利用するための情報連携システムの先行実施に伴い、という文章が、提案理由のところに書かれているのですが、その利点って思われているところは玉城町の中でどういうものがあるでもありますか。

○委員長(谷口 和也) 保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長(見並 智俊) 保健福祉課、見並。

中西委員からのご質問についてでございますが、利点といたしましては、マイナンバーカード連携を国の方も進めておるといふところなんです、実際、その病院に対象となる方、受給対象者の方がかけられる際にですね、今もうマイナンバーカードを使って、受診できるというふうになっておるわけですが、受給資格証を仮に忘れてこられた場合でありまして、この連携を先行実施することによりまして、このマイナンバーから必要な情報読み込めてですね、受給資格証なしで、病院にかけられるということが、もう最大のメリットかなというふうに考えておる次第でございます。

以上です。

○委員長(谷口 和也) よろしいですか。

坂本副委員長。

○委員(坂本 稔記) はい、坂本です。

2点質問させてください。

まず1点目は、受給資格証とあわせてマイナンバーカードも使えるようになるという認識でよろしいですかね。

○委員長(谷口 和也) 見並参事。

○保健福祉課長(見並 智俊) 保健福祉課、見並。

坂本委員、仰せの通りでございます。

○委員長(谷口 和也) 坂本副委員長。

○委員(坂本 稔記) はい、坂本です。

2点目です。

このマイナ受給資格証として使えるようにするために、今、受給資格証しかお持ちでない方が、何かデメリットであったり、新たな手続きが必要になる、マイナンバーカー

ドを受給資格証として使うときは手続きが必要と思うんですが、現状のままの受給資格証を使うときに、何か手続きが必要になるようなことはありますか。

○委員長（谷口 和也） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

特にですね、その受給資格のある方が病院の窓口で手続きが必要というふうなものは一切ございません。補足説明の中でも申し上げましたように、マイナンバーカードがまだ100%皆さんが持っておられるという状況ではございませんので、そういう、お持ちでない方のためにも、受給資格証の発行というのは、これからも続けていく考えでございます。

以上です。

○委員長（谷口 和也） よろしい。ほかにございせんか。

中西委員

○委員（中西 友子） はい、中西です。

先ほどの、委員からの質問に対する答弁の中でちょっと気になることがありまして、マイナンバーカードの中に受給資格証が入るということで、その他の手続きがないような感じがしたんですけど、従来通りですと、マイナンバーの機械に、顔認証やパスワードなどの入力なりが必要となるんですがそれはもう省かれる感じになるんでしょうか。

○委員長（谷口 和也） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

保険証をですね、マイナンバーカードで代用するということが進んでおる関係上、この福祉医療費の受給資格証につきましても、その一連の、その窓口で情報をぱっとかざすことによりましてですね、保険証の資格確認、また、福祉医療の受給資格があるということが、1度に確認ができるということですので、そういったことでご理解賜りたいと思います。

○委員長（谷口 和也） 中西委員、よろしい。

○委員（中西 友子） はい。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

すみません。ちょっと質問がぼやつとしていたかもしれません。

顔認証、パスワードは必要なしということでよろしいですか。

○委員長（谷口 和也） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

パスワード顔認証、パスワードというようなものにつきましても、通常の保険証をですね、窓口でかざす際に必要になろうかと思うんですが、その時に1度に手続きが終了するというので、この福祉医療の受給者資格の方がですね、改めてそれを再度、顔認証なりパスワードを入れて入力を行うというふうなことはないというふうに聞いており

ます。

以上です。

○委員長（谷口 和也）よろしいですか。

暫時休憩します。

（午前9時35分 休憩）

（午前9時38分 再開）

○委員長（谷口 和也）再開します。

見並参事、お願いします。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

医療機関の方にかかれる際はですね、窓口でマイナンバーカードを保険者証の代わりとして使う際には、顔認証パスワードの入力というのは、必要になってこようかと思います。それとは別に、この医療受給者証を福祉医療の受給者証資格証があるからといってですね、再度これを顔認証が必要だとかパスワードが必要というのは特にございませんので、そういったことでご理解賜りたいというふうに思います。

よろしいですか。

○委員（中西 友子）はい。

○委員長（谷口 和也）他に質問。井上委員

○委員（井上 容子）井上です。

受給者資格証は、今までの健康保険証と同じように、年に1回、新たなものが発行されるってということで間違いないんかっていうことと、マイナンバーカードやったら、そのマイナンバーカードの期限いっぱいまでは変更がないってことでよかったでしょうか。

○委員長（谷口 和也）見並参事

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

井上委員のご質問に対してでございますが、更新は毎年9月1日に一斉に行っております。これについては、今後も続けていくということでご理解賜りたいというふうに思います。

それと、マイナンバーカードをお持ちの方が窓口でかかれた際ですね、何か内容的に変更があった際は、届け出をしていただいて、その情報をきちっと変更させていただいて、記載を変更させていただく必要が出てくるんですが、変更のない方については、引き続き、使っていただけるというふうにご理解いただいて結構かと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（谷口 和也）よろしいでしょうか。

他、よろしいでしょうか。はい。

それでは以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行いますけど、討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、

直ちに採決に入ります。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○委員長（谷口 和也） 挙手多数です。

したがって、議案第40号玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案通り可決されました。

日程第2 議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（谷口 和也）次に、議案第41号玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由及び補足説明は、すでに本会議の中で行われております。

追加説明があればお願いいたします。

よろしいですか。

説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

よろしいでしょうか。

中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

全協のときにいただいた資料の方は、助け合いの制度ですという1文が書かれていたんですが、助け合いの制度ではなくて社会保障制度なんですが、担当されている課の課長の認識としてはどのように思われているのかお聞きします。

○委員長（谷口 和也） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

中西委員の方から以前もこれに似た様なお話いただいたかと思えます。

私の方も調べさせていただきまして、この国保の制度が、社会保障補償制度か、相互扶助の考え方に立っているものかというふうなことで、これにつきましては以前に最高裁の判決というものが出されておまして、その際に、最終的には国の責任で運営される社会保障の制度、というものが2010年のときに判決が出ておるところでございます。

おそらくこの内容を引用されて、そういったお話をされておるかと思うんですが、それなら社会保障制度とはどういうことかというところで、こちら私なりにいろいろ調べさせていただきましたところ、社会保障は、社会を構成する人々がともに助け合うという相互扶助と、社会連帯の考え方が基盤となっておるというふうに、記載をされた所々がございます。

こういったものを引用されて、全国の自治体の方ではですね、国保の制度は相互扶助である助け合いの制度であるというふうな文言をですね、たくさん使われておるというふうなことでございますので、実際問題国民健康保険はですね何も病気にかからなかつ

た場合は、保険料を払われる一方だと思うんですが、大きな病気を患った際には、やはり高額な医療費がかかって参ります。そんなときに、医療費がかかっておられない方が納めた保険料を、うまく使わせていただいて助け合いの精神でこの国保を運営しておるというふうな考え方に立って考えればですね、社会保障は決して助け合いの、助け合い、支え合うというふうな考え方また相互扶助という考え方はですね、間違いではないのかなというふうに判断をしております。

したがいまして、このことにつきましては、見解の相違かなというふうなことで、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） はい、中西です。

それにしましても、国民健康保険というのはセーフティネットの役割も果たしておりますので、年々金額、納める方の金額ですね、が上がっていきますと、払えない、払いたくても払えないという事態も起こってくると思います。

滞納してしまうと滞納整理機構に送られて、言い方わるいですけど、取り立てにあうということも起こってきますが、その点についてどのように思われていますか。

○委員長（谷口 和也） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

そうですね国民健康保険に加入されておられる方は、社会保険に加入されておられる方に比べますと収入も不安定になられたり、収入の少ない方も多いというふうにごちらとしても認識をいたしております。

この制度自体がですね低所得の方に対しましては、7割、5割、2割の軽減、軽減措置を講じたり、また、やはり払いたくても払えないというふうな方っていうのは、それぞれございます。

そういった際には、保険料をまけるということは、先ほど言いましたように相互扶助の考え方たからしますと、難しいんですが、少し納めていただくのを、待たせていただく、というふうなことで、個々の実情に合わせてですね、今も相談の上、決定させていただいておりますので、そういったことでご理解賜りたいと思います。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

年々上がってくるこの納める方の納付額が、個人ベースでどんどん上がっていくと自体で国の方からも県の方からも、補助金なり交付税とか交付金なりで、補助をいただいているのは私も知っていますが、それでも足りないという事態が、国保会計を見ると、起こってきているんじゃないかと思うんです。

国の方に、もっと国の負担額をふやすように要請などはしているのかしてないのかお聞きします。

○委員長（谷口 和也） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

そうですね国保財政厳しいというふうなことで、国・県への要望というふうなお話かと思います。以前にそういった要望というのはされたことがあったかとは思いますが、ここ最近そういった陳情なり要望というふうなことは上がっていなかったと思いますが、また町村会等を通じましてですね、三重県の市町村が一丸となってそういったところ、要求していくということも必要かなというふうに考えますので、今後検討して参りたいというふうに思います。

○委員長（谷口 和也） 他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本案についての質疑をこれで終わります。

続いて討論を行いますけども、討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（多 数 挙 手）

○委員長（谷口 和也） 挙手多数です。

したがって、議案第41号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、原案の通り可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって、本委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会をいたします。

なお、審議内容の詳細は、会議録をご覧くださいとし、本会議での委員長報告は、主な事項及び、結果の報告をいたしますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

（午前9時49分 閉会）